



鳥取県公報

平成17年12月28日(水)
号外第215号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (32) (教育総務課) 1

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第32号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則 (昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)				
ア 現業職給料表(1)					ア 現業職給料表(1)				
職務の級 号 給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	職務の級 号 給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
	円	円	円	円		円	円	円	円
1	120,200	217,500	261,500	312,800	1	120,600	218,200	262,300	313,800
2	123,900	225,500	270,000	322,600	2	124,300	226,200	270,800	323,700
3	127,700	233,900	278,600	332,500	3	128,100	234,600	279,400	333,600
4	131,500	242,800	287,100	342,100	4	131,900	243,500	288,000	343,300
5	134,000	251,700	295,500	351,500	5	134,400	252,500	296,400	352,700
6	138,400	260,100	303,900	360,700	6	138,800	260,900	304,800	361,900
7	142,800	278,600	309,900	369,700	7	143,300	279,400	310,900	370,900
8	148,000	287,100	319,100	378,300	8	148,500	288,000	320,200	379,600
9	153,800	295,500	328,400	386,700	9	154,300	296,400	329,500	388,000
10	159,700	303,900	337,600	394,000	10	160,200	304,800	338,700	395,300
11	166,000	309,900	346,800	403,200	11	166,500	310,900	348,000	404,600
12	176,800	319,100	356,000	411,800	12	177,400	320,200	357,200	413,200

13	<u>183,800</u>	<u>328,400</u>	<u>364,900</u>	<u>419,700</u>
14	<u>189,600</u>	<u>337,600</u>	<u>373,500</u>	<u>425,500</u>
15	<u>194,900</u>	<u>346,800</u>	<u>381,000</u>	<u>431,100</u>
16	<u>205,000</u>	<u>356,000</u>	<u>386,500</u>	<u>434,900</u>
17	<u>212,600</u>	<u>364,900</u>	<u>391,500</u>	<u>438,500</u>
18	<u>220,400</u>	<u>373,500</u>	<u>399,200</u>	<u>442,400</u>
19	<u>228,300</u>	<u>381,000</u>	<u>403,900</u>	<u>446,000</u>
20	<u>235,700</u>	<u>386,500</u>	<u>408,100</u>	<u>449,600</u>
21	<u>251,700</u>	<u>391,500</u>	<u>411,500</u>	
22	<u>260,100</u>	<u>394,900</u>	<u>415,200</u>	
23	<u>268,500</u>	<u>398,400</u>	<u>418,700</u>	
24	<u>276,800</u>	<u>401,800</u>	<u>422,200</u>	
25	<u>284,900</u>	<u>405,200</u>	<u>425,700</u>	
26	<u>295,500</u>	<u>408,500</u>		
27	<u>303,900</u>	<u>411,900</u>		
28	<u>312,200</u>	<u>415,300</u>		
29	<u>320,100</u>			
30	<u>327,500</u>			
31	<u>334,900</u>			
32	<u>342,000</u>			
33	<u>347,500</u>			
34	<u>352,200</u>			
35	<u>356,200</u>			
36	<u>359,500</u>			
37	<u>362,300</u>			
38	<u>365,200</u>			
39	<u>367,700</u>			
40	<u>370,200</u>			
41	<u>372,700</u>			
42	<u>375,300</u>			
43	<u>377,800</u>			
44	<u>380,400</u>			

13	<u>184,400</u>	<u>329,500</u>	<u>366,100</u>	<u>421,100</u>
14	<u>190,200</u>	<u>338,700</u>	<u>374,800</u>	<u>426,900</u>
15	<u>195,500</u>	<u>348,000</u>	<u>382,300</u>	<u>432,500</u>
16	<u>205,700</u>	<u>357,200</u>	<u>387,800</u>	<u>436,300</u>
17	<u>213,300</u>	<u>366,100</u>	<u>392,800</u>	<u>440,000</u>
18	<u>221,100</u>	<u>374,800</u>	<u>400,500</u>	<u>443,900</u>
19	<u>229,000</u>	<u>382,300</u>	<u>405,200</u>	<u>447,500</u>
20	<u>236,400</u>	<u>387,800</u>	<u>409,400</u>	<u>451,100</u>
21	<u>252,500</u>	<u>392,800</u>	<u>412,900</u>	
22	<u>260,900</u>	<u>396,200</u>	<u>416,600</u>	
23	<u>269,300</u>	<u>399,700</u>	<u>420,100</u>	
24	<u>277,600</u>	<u>403,100</u>	<u>423,600</u>	
25	<u>285,700</u>	<u>406,500</u>	<u>427,100</u>	
26	<u>296,400</u>	<u>409,900</u>		
27	<u>304,800</u>	<u>413,300</u>		
28	<u>313,100</u>	<u>416,700</u>		
29	<u>321,100</u>			
30	<u>328,500</u>			
31	<u>335,900</u>			
32	<u>343,100</u>			
33	<u>348,600</u>			
34	<u>353,300</u>			
35	<u>357,300</u>			
36	<u>360,600</u>			
37	<u>363,400</u>			
38	<u>366,300</u>			
39	<u>368,800</u>			
40	<u>371,300</u>			
41	<u>373,800</u>			
42	<u>376,400</u>			
43	<u>379,000</u>			
44	<u>381,600</u>			

イ 現業職給料表(2)

職務の級	給 料 月 額		
	第 1 類	第 2 類	第 3 類
1 級	<u>149,600円</u>	<u>186,800円</u>	<u>214,600円</u>

イ 現業職給料表(2)

職務の級	給 料 月 額		
	第 1 類	第 2 類	第 3 類
1 級	<u>150,100円</u>	<u>187,400円</u>	<u>215,300円</u>

別表第1の3 (第2条の2関係)

調 整 基 本 額 表

職員の区分	職務の級	調 整 基 本 額
再任用職員 以外の職員	1 級	10,200円。ただし、1号給から11号給まで 5,100円 12号給から15号給まで 6,500円 16号給から20号給まで 8,500円 21号給から25号給まで 9,700円
	2 級	10,800円。ただし、1号給から6号給まで 9,700円 7号給から10号給まで 10,200円

別表第1の3 (第2条の2関係)

調 整 基 本 額 表

職員の区分	職務の級	調 整 基 本 額
再任用職員 以外の職員	1 級	10,200円。ただし、1号給から11号給まで 5,100円 12号給から15号給まで 6,500円 16号給から20号給まで 8,500円 21号給から25号給まで 9,800円
	2 級	10,800円。ただし、1号給から6号給まで 9,800円 7号給から10号給まで 10,200円

3 級	11,200円。ただし、1号給から6号給まで 10,200円 7号給から17号給まで 10,800円	3 級	11,300円。ただし、1号給から6号給まで 10,200円 7号給から17号給まで 10,800円
	4 級		11,800円。ただし、1号給から9号給まで 11,200円
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、施行日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額の欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表（附則第2項関係）

最高号給を超える給料月額 of 切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円
384,200	383,000	420,100	418,700	430,600	429,200	454,700	453,200
386,800	385,600	423,500	422,100	434,100	432,700	458,300	456,800
389,400	388,200	426,900	425,500	437,600	436,200	461,900	460,400
392,000	390,800	430,300	428,900	441,100	439,700	465,500	464,000
394,600	393,400	433,700	432,300	444,600	443,200	469,100	467,600

